

面会規定

医療法人社団浩生会 浩生会スズキ病院
院内感染対策委員会

1. 目的

本規定は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3. 面会時間

面会時間は原則として次の時間帯とする。

(1) 毎日 14時00分～17時00分 までで 1回30分 までとする。

ただし、病状説明や検査等病院側から依頼や医師が許可した場合はこの限りではない。

4. 面会人数および面会場所

(1) 面会人数は、1患者につき1度に2名まで

(2) 面会場所は、各病室（個室・多人数部屋）もしくは 3階・4階デイルーム

5. 面会者

(1) サージカルマスク（不織布マスク）を適切に着用できる者に限る。

6. 面会を控えていただく方

(1) 15歳未満の方

(2) 体調不良（発熱・咳・咽頭痛、下痢など）の方

7. 面会時の注意事項

(1) 1階受付で面会許可証を受け取り、装着する。

(2) 面会者は手洗い（手指消毒）、マスクの着用厳守する。

(3) （許可されている方のみ）水やお茶の持ち込みは可能とする。

(4) 入退院時は「3. 面会時間」と異なるため病院職員の指示に従い面会を行うこと。

(5) 状況に応じてロビー等で待機することもある。

8. 面会中の禁止事項

面会中は以下の内容を禁止とする。

(1) 面会時、患者との飲食

(2) 生花の持ち込み

(3) 大声での会話や他患者の病室への立ち入り

(4) 院内の写真の撮影禁止、音声録音およびSNS等への投稿禁止

(5) 医療機器への接触や操作

(6) 病院職員の指示に従わない行為

9. 面会制限

次の場合には、面会を制限することがある。

- (1) 患者の感染症、手術前後、症状または病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合。
なお、面会制限は必要最小限とする。

10. 周知

本規定の内容は、院内掲示及び病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

11. 市中・院内での感染症発生期

院内または、地域において感染症の流行が認められた場合などは、患者の安全確保および院内感染防止の観点から、次の措置を講じることができる。

- (1) 面会者と人数の制限
- (2) 面会時間の短縮
- (3) 面会場所の制限
- (4) 面会の一時停止

これらの措置は、感染状況を踏まえ、院内感染対策委員会の判断により決定する。なお、病状説明、重症患者、終末期等の場合は個別に面会を認めることがある。

12. 規定の制定および見直し

本規定は、病院運営の状況や社会情勢の変更等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、本規定の制定および改訂は、関係部署の意見を踏まえた上で院内感染対策委員会の承認を得て決定する。

本規定の制定 2026年4月1日制定